

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の9第1項
処分の概要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第63条において準用する第47条第1号及び第2号ハ（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）並びに第64条において準用する第50条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審査基準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標準処理期間：30日（うち経由期間18日）（行政庁の休日を除く。）
申請先：当該申請に係る射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問合せ先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 当該申請に係る射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備考：